

番 号	分 野 別	資 料 の 概 要
21	事業手法	1 H20「新市庁舎整備を核とした事業手法に関する民間提案」 選定時のインセンティブ提供の約束への影響・今後の取扱い 2 当該事業者との協議の有無、協議の記録

「新市庁舎整備を核とした事業手法等に関する民間提案募集」当時は、「北仲通南地区と港町（現庁舎）地区周辺の2地区を対象とした新市庁舎及び民間施設等の整備計画」と「関内地区活性化策」の両方について、1つの事業（新市庁舎整備を核とした「(仮称)関内地区等活性化推進事業」）としての実施を想定しておりましたが、現時点では状況が大きく異なっています。

今後の取扱いについては、「新市庁舎整備基本計画」の中で事業手法・スケジュールを確定させた段階で整理し、対象者に対し説明を行ってまいります。

なお、「当該事業者との協議の有無、協議の記録」については、特にありません。

【参考】新市庁舎整備を核とした事業手法等に関する民間提案の取扱い

新市庁舎整備を核とした事業手法等に関する民間提案募集 募集要項（平成20年8月）

第1 総則

5 提案の取扱い

(2) 平成22年度以降に実施する事業者募集への参加要件

- ア 今回の提案募集に応募し、別添の評価基準に基づき、一定の点数以上を獲得した者に、平成22年度以降に実施する事業者募集（新市庁舎整備を核とした「(仮称)関内地区等活性化推事業」）の参加資格を与えるものとする。